

秘

逓信省機務再編成の基本方針案 二三八一八 逓信省

一、基本方針

七月二十二日附マツカーサー營業の趣旨に基いて、逓信省所管の業務を、郵政關係と電氣通信關係との兩部門に明確に分離し、各事業の能率的且つ強力な運営を図るため、左の要領により逓信省の機構を再編成するものとする。

二、機構

- 1. 逓信省の業務を二分して郵便、貯金、保険の各事業を以て郵政省（仮称）を、電信、電話事業を以て電氣通信省（仮称）を新設する。
- 2. 津波監督行政部門は、電氣通信省の外局として電液廳を創設する。
- 3. 航空保安部門は電氣通信省の特別を部門とする。
- 4. 現行官署は、普通局までは概略上、二省に分割する。但し特定局は、郵政省の所屬とし、電氣通信業務は原則として委託の形式で之れを取扱う。

三、会計

逓信事業特別会計は、之を郵政特別会計と電氣通信特別会計に分離し、夫々企業会計の自主性と特徴とを徹底せしめる。

四、人員

人員の分割は原則として現在人員を基準として行う。

五、実施の時期

昭和二十四年四月一日開始を目途とし、兩省の設置法案は第三國會院提出し、兩特別会計法案は次期通常國會に提出するものとする。